



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年12月10日火曜日 第1415号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....	1351
新たな土地改良事業の施行の認可.....	1351
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（4件）.....	1351
市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	1352
保安林の指定の解除.....	1352
保安林予定森林（2件）.....	1352
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	1354
道路の区域変更（県道宇和野村線）.....	1354
道路の供用開始（"）.....	1355
道路の区域変更（県道喜路能登線外）.....	1355
道路の供用開始（"）.....	1356

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1356

任 免 辞 令

吉岡敏.....1356

告 示

○愛媛県告示第1946号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
医療法人康仁会 西岡病院	伊予三島市金子二丁目 7番22号	医療法人 康 仁 会	平成17年 12月4日 まで
医療法人社団温 和会 中山記念病院	今治市南宝来町二丁目 2番地5	医療法人社団 温 和 会	

○愛媛県告示第1947号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、宇和町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・小原地区）の施行を平成14年11月29日認可した。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1948号

波方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・本谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次の

とおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・本谷地区）計画書の写し
- (2) 波方町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成14年12月11日から平成15年1月16日まで

3 縦覧場所

波方町役場

○愛媛県告示第1949号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・立山下無量地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・立山下無量地区）計画書の写し
- (2) 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成14年12月11日から平成15年1月16日まで

3 縦覧場所

内子町役場

○愛媛県告示第1950号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・オツケゼ地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・オツケゼ地区）計画書の写し
- (2) 内子町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成14年12月11日から平成15年1月16日まで

3 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第1951号

津島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・保木前地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・保木前地区）計画書の写し
 - (2) 津島町建設事業等分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年12月11日から平成15年1月16日まで
- 3 縦覧場所
津島町役場

○愛媛県告示第1952号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・寺前地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（ため池等整備事業・寺前地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年12月11日から平成15年1月16日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所

○愛媛県告示第1953号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西条市丸野字カヤノ内5271・字橋ヶ谷5275の1・保野字丸野道ノ上7562の1・7562の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1954号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所
宇和島市柿原字榎ノヲカ谷丁326、丁327の1
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所
西条市飯岡字山元2759、字前坂2981の2
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字前坂2981の2（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所
越智郡朝倉村大字朝倉上甲230の2、乙61の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字朝倉上乙61の1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 4 (1) 保安林予定森林の所在場所
越智郡菊間町種1945の1、1945の2、1946、1947の1

- 、1947の2、1948、1949、1950の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
種1945の2・1946・1947の2・1949・1950の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所
西宇和郡保内町宮内10番耕地110（次の図に示す部分に限る。）、10番耕地113、10番耕地115、10番耕地116の2、10番耕地872、10番耕地873の1、10番耕地874の1、10番耕地876、10番耕地877の1、10番耕地877の2、10番耕地878の1、10番耕地878の2、10番耕地879から10番耕地881まで、10番耕地883、10番耕地884、10番耕地886から10番耕地889まで、10番耕地902、10番耕地903の1から10番耕地903の3まで、10番耕地905の2
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
宮内10番耕地115・10番耕地872・10番耕地873の1・10番耕地877の1・10番耕地878の1・10番耕地879・10番耕地881・10番耕地887から10番耕地889まで（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、10番耕地110、10番耕地113、10番耕地880
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 6(1) 保安林予定森林の所在場所
宇和島市三浦東4141の1、東4142から東4144まで、西5107の1、西5112、西5115の3、西5115の4、西5118の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
三浦東4141の1・東4143・東4144・西5107の1・西5112（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、東4142
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 7(1) 保安林予定森林の所在場所
西条市津越字タキノヤマ7114の1
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度次のとおりとする。
- 8(1) 保安林予定森林の所在場所
温泉郡中島町大字津和地1422（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1955号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
周桑郡丹原町大字明河第6号687・第6号706（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、第6号705、第6号708、第6号725
- (2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字明河第6号705・第6号708・第6号725（
以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

越智郡菊間町種2061から2071まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
種2061・2068・2069（以上3筆について次の図に
示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

越智郡菊間町種1967から1978まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

越智郡朝倉村大字朝倉上乙749の26

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字朝倉上乙749の26（次の図に示す部分に限る。
。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

西宇和郡三瓶町大字津布理字シタノトウ2476、2479、
2587、2589の2、2590、2602、2603、2607、字中滝2597
、2606、字正田2613

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字シタノトウ2476・2587・2589の2・2602・2607
・字中滝2597・2606・字正田2613（以上8筆につい
て次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及
び関係書類を愛媛県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に
供する。）

○愛媛県告示第1956号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条
第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。
）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底び
き網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のよう
に定める。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成14年12月10日から12月23日まで

○愛媛県告示第1957号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和野村線	東宇和郡野村町大字鎌田2番2から 同大字3番3まで	旧	メートル 19.0~23.6	キロメートル 0.046	
			新	19.0~41.5	0.046	
"	"	東宇和郡野村町大字鎌田9番4から 同大字31番まで	旧	13.5~44.8	0.046	
			新	13.5~44.8	0.046	
"	"	東宇和郡野村町大字鎌田483番2	旧	13.0~14.5	0.035	
			新	50.6~53.6	0.035	
"	"	東宇和郡野村町大字鎌田483番3から 同大字485番4まで	旧	13.0~20.4	0.078	
			新	28.4~36.0	0.078	

○愛媛県告示第1958号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和野村線	東宇和郡野村町大字鎌田2番2から 同大字3番3まで	平成14年12月10日
"	"	東宇和郡野村町大字鎌田9番4から 同大字31番まで	"
"	"	東宇和郡野村町大字鎌田483番2	"
"	"	東宇和郡野村町大字鎌田483番3から 同大字485番4まで	"

○愛媛県告示第1959号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	喜路能登線	宇和島市日振島3008番地先から 同市日振島3008番まで	旧	メートル 1.8~11.8	キロメートル 0.144	
			新	3.8~49.5	0.144	
"	"	宇和島市日振島902番地先から 同市日振島803番地先まで	旧	2.0~73.5	0.858	
			新	2.5~73.5	0.775	

"	柿之浦下波線	宇和島市遊子5160番から	旧	4.0 ~ 6.5	0.133	
		同市遊子5204番地先まで	新	4.0 ~ 47.5	0.129	

○愛媛県告示第1960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	喜路能登線	宇和島市日振島3008番地先から 同市日振島3008番まで	平成14年12月10日
"	"	宇和島市日振島902番地先から 同市日振島878番地先まで	"
"	柿之浦下波線	宇和島市遊子5160番から 同市遊子5167番2地先まで	"

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年12月10日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年11月29日	特定非営利活動法人 えひめ・地域教育サポートの会	三好通昭	松山市平井町1426番地2	この法人は児童・生徒並びにその保護者に対して、学習及びその環境等の健全な育成のための援助事業を行い、地域及び各家庭における21世紀のあるべき子育てシステムの構築に寄与することを目的とする。

任 免 辞 令

○任免辞令

10月31日

技術主任 吉岡 敏

死亡